

## 大阪市規則第38号

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和59年大阪市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第3（第6条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第3（第6条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

[別表第3 別紙1]

初任給基準表

職種	学歴、免許等の資格	職務の級	号給
[同左]			
業務職員		1級	17号給
管理作業員		1級	18号給
給食調理員		1級	17号給
[同左]			

[備考 同左]

[別表第3 別紙2]

初任給基準表

職種	学歴、免許等の資格	職務の級	号給
[略]			
管理作業員		1級	19号給
給食調理員		1級	<u>19号給</u>
[略]			

[備考 略]